

経理規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、当法人の経理業務の適正かつ効率的な運営を確保するための基本事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規定は、当法人の経理業務全般に適用する。

第3条（経理の基本原則）

当法人の経理は、適正かつ透明性を確保し、関係法令および会計基準に従い行わなければならない。

第2章 会計処理

第4条（会計年度）

当法人の会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

第5条（会計基準）

当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って処理する。

第6条（会計帳簿の作成と保存）

- 当法人は、財務状況を正確に記録するため、適切な会計帳簿を作成しなければならない。
- 会計帳簿および関連書類は、法令で定められた期間保存する。

第3章 収支管理

第7条（予算の編成）

- 当法人は、毎会計年度の開始前に、理事会の承認を得て予算を編成しなければならない。
- 予算の変更が必要な場合は、理事会の承認を得るものとする。

第8条（収入の管理）

- すべての収入は、法人名義の銀行口座で管理する。
- 収入が発生した場合、適切な証憑を作成・保存し、正確に記録しなければならない。

第9条（支出の管理）

1. すべての支出は、予算に基づき、適切な承認手続きを経た上で行う。
2. 支出に際しては、適切な証憑を作成・保存しなければならない。

第4章 財務報告

第10条（決算報告）

1. 会計年度終了後、速やかに決算を行い、財務諸表を作成する。
2. 作成した財務諸表は、監査役または外部監査機関の確認を受けた上で、理事会に報告し承認を得るものとする。

第11条（財務情報の開示）

当法人の財務状況は、定款および関係法令に従い適切に開示する。

第5章 補則

第12条（規定の改正）

本規定の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

第13条

本規定は制定の日より之を実施する。

2023年8月20日

福井県あわら市中浜1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子